

## 別記第2号

### 千葉県道路公社一般競争入札公告第11号

#### 千葉外房有料道路料金徴収業務委託の一般競争入札の実施について

令和3年12月22日

千葉県道路公社  
理事長 神 作 秀 雄

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 千葉外房有料道路料金徴収業務委託
- (2) 委託場所 主要地方道 生実本納線 千葉市緑区鎌取町から茂原市大沢まで
- (3) 履行期限 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託の概要 千葉外房有料道路料金徴収業務委託 一式  
千葉外房有料道路 延長14.3km  
料金徴収業務、道路パトロール業務、道路除草業務、トイレ・駐車場清掃業務各10か月、回数券払戻業務2か月

#### 2 入札参加に必要な資格に関する事項

本委託の入札に参加するものに必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 千葉県の物品等入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載され、この公告の日から開札の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれていない者及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者。
- (3) 経営状態が健全であると認められ暴力団又は構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者でないことと共に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 適格者名簿のA等級に登載された事業者であること。また、千葉県内に本社、支店・営業所を有しない者においては、落札後3ヶ月以内に料金徴収業務における営業所認定基準（平成27年12月17日道路公社制定、以下「同基準」という。）に基づく支店又は営業所を千葉県内に設置すること。  
なお、支店又は営業所においては、本社より契約等の権限を委任されていること。
- (5) 支店又は営業所においては、次に掲げる権限を委任されていること。
  - ① 見積り及び入札に関する一切の権限

- ② 代金の請求及び受領に関する一切の権限
  - ③ 復代理人選任に関する一切の権限
  - ④ 契約の締結及び履行に関する一切の権限
  - ⑤ 上記に附帯する一切の権限
- (6) 過去15年間に同種業務（同種業務とは、千葉県道路公社及び他の地方道路公社が管理する有料道路、高速道路株式会社が管理する高速道路及び有料道路、また、道路運送法に基づく一般自動車道における料金徴収業務及び道路管理業務）の経験を継続して1年以上有する者であること。
- (7) 監督者については、当該路線管理事務所に常駐すること。業務員については、料金徴収業務経験及び道路管理業務経験を過去5年間に継続して1年以上有するものを2名以上、履行開始日から2ヶ月を限度に継続して配置できること。監督者、事務員ならびに業務員の雇用条件について、労働基準法等関係法令に違反のないものであること。
- 入札に際しては、配置予定者を選任、届出をし、落札後は、当該配置予定者を必ず配置すること。配置予定者は、業務開始日に他の業務に従事していないこと。
- 申請日において配置予定者が他の業務に従事している場合には、その業務が業務開始日の前日までに完了することがわかる書面を添付すること。
- なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な業務執行に支障がないと判断した場合のほかは、配置予定者の変更は認められない。
- (8) 監督者、事務員ならびに業務員の賃金は最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）第14条により発効された地域別最低賃金のうち千葉県の最低賃金として定める賃金以上とすること。また、各法令に定められた厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働者災害保険の加入手続きを行っていること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続きの開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものは、更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 入札方法

本委託は、資格確認申請を提出時に、業務提案等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の委託である。

### 4 総合評価に関する事項

#### (1) 入札の評価に関する事項

本業務の総合評価点に関する評価項目及び配点は、次のとおりとする。

		評 価 項 目	配 点	
評 価 点	1. 業務実施 方針	1) 実施体制の的確性 ①業務目的や内容の理解 ②配置人員の体制 ③社内のコンプライアンスの徹底	9 点	2 4 点
		2) 知識・経験、専門性等の有無 ①料金徴収・パトロール業務に関する知識や経験 (会社、事務所職員別に) ②パトロール実施上の着目点 ③緊急時(交通事故、異常気象・地震等)対応についての 提案	9 点	
		3) 実績の有無 ①過去10年以内に有料道路の料金徴収業務の契約実績 (県内、県外)	6 点	
	2. 業務提案や 取組	①徴収業務等に従事する社員及び業務員教育への取組 (料金徴収業務、管理パトロール、安全対策、軽微な機器 故障への対応等) ②維持管理(草刈り)や小規模補修に係る提案 ③お客様(苦情を含む)への対応方法 ④新型コロナ等の感染拡大時(職員感染時)における徴収 業務の継続や感染防止策に係る提案	1 2 点	
	3. その他	①現地における環境に配慮した取組 ②採用人員の確保の方策(地域雇用※1、若手※2または 女性)	4 点	
	小 計		4 0 点	
価 格 点			6 0 点	
合 計			1 0 0 点	

※上記評価項目の「1. 1) 実施体制の的確性」、「1. 2) 知識・経験、専門性等の有無」、「2. 業務提案や取組」のそれぞれで得点がない項目がある場合又は評価点の合計が15点未満の場合については失格とする。

記載は、別紙「業務提案書」を使用する。

※1 地域雇用：有料道路の存する市町村の住民

※2 若手：公告日時点40歳未満の者

## (2) 総合評価の方法

ア 評価は総合評価値により行う。

業務提案書に記載された内容を加点審査により評価し点数化する。

イ 評価方式は加算方式とし、次式により算出する。

総合評価点(100点) = 価格点(60点) + 評価点(40点)

価格点は、次式により算出する。なお、小数点第3位以下を切り捨てとする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times [\text{最低入札価格} / \text{入札価格}]$$

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者決定については、次の各号のいずれにも該当する者のうち、総合評価値が最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 業務提案が入札公告等において明らかにした最低限の要求要件をすべて満たしていること。

イ 総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 実施上の留意事項

ア 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 業務提案書は提出者に無断で審査以外の用途には使用しない。

ウ 業務提案書に虚偽の記載をした者は、当該業務の入札参加資格を認めない。

エ 提出された業務提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、受付期間内において可能とする。

オ 提出された業務提案書は返却しない。

## 5 入札執行

(1) 入札及び開札日時

令和4年2月14日(月)午前10時40分に行う。

(2) 場所

千葉県道路公社

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

## 6 入札参加資格の確認等

本委託の入札参加を希望する者は、「8-(5)設計図書等の配布 ウ配布方法」の設計図書等を記録したCDに併せて配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 令和4年1月14日(金)から令和4年1月18日(火)まで

(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 場 所 千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話043(227)9331

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格確認結果通知

令和4年1月28日(金)以降、郵送により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められたものは、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年2月7日(月)までに、書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から3日以内(令和4年2月10日(木)まで)に書面で回答する。

## 7 業務提案書の提出

本業務の入札参加を希望する者は、別に配布する業務提案書の評価を行うために必要な資料を持参により提出しなければならない。

(1) 業務提案書の提出期間等

ア 期間 令和4年1月14日(金)から令和4年1月18日(火)まで  
(「県の休日」を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 千葉県道路公社 道路部 道路課業務室  
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階  
電話043(227)9333

エ 提出部数 2部

(2) 資料提出の事前申込

**「6 入札参加資格の確認等」及び「7 業務提案書の提出」に係る資料の提出は、電話により下記まで事前に予約の申込を行うものとする。また、一度申し込んだものを取り消す場合も申込期間内に連絡すること。**

ア 期間 令和3年12月22日(水)から令和4年1月14日(金)まで  
(「県の休日」を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 千葉県道路公社 総務部 総務企画課  
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階  
電話043(227)9331

なお、応募の予約が重複した場合は、提出日時が希望に沿えない場合がある。

## 8 契約条項等を示す場所

本委託にかかる契約書案、入札約款、設計書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和3年12月22日(水)から令和4年1月14日(金)まで  
(「県の休日」を除く。)

(2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

- (3) 縦覧場所 千葉県道路公社  
千葉県中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階  
電話043(227)9331
- (4) 縦覧の申込み 設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。  
希望の日時を考慮して、縦覧する日時を指定する。
- (5) 設計図書等の配布 希望者に、次により設計図書等を配布する。
- ア 申込先 千葉県道路公社  
千葉県中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階  
電話043(227)9331
- イ 申込方法 希望者は、縦覧の申込みの際に併せて申し込むこと。
- ウ 配布方法 縦覧の際に空のCDを持参すること。  
発注者が用意した、設計図書等を記録したCDと交換する。
- (6) 設計図書等に対する質問  
設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面で提出すること。
- ア 提出方法 書面(任意様式)を郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)によるものとし、持参又は電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けない。また、書面とは別に、電子媒体を以下の送付先まで電子メールにより、別途提出することとする。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。
- ・電子メール送付先：[kikaku@chiba-dourokousha.or.jp](mailto:kikaku@chiba-dourokousha.or.jp)
  - ・ファイル形式：Microsoft Word又はMicrosoft Excel
- イ 提出期限 令和4年1月19日(水)午後5時まで
- ウ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課  
千葉県中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階  
電話043(227)9331
- エ 回答方法 令和4年1月25日(火)午後5時までに電子メールにて回答する。

## 9 低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 本入札は別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき実施する。
- (2) 調査基準価格は予定価格に100分の75を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。
- (3) 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の65を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

## 10 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、**落札者の決定を保留とし、低入札価格調査を実施のうえ、後日決定する**。入札者にはその決定を通知する。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (3) 低価格入札者（第1順位者でない者も含む。）は、開札をした日の翌日から起算して4日以内（この期間に千葉県の日が含まれる場合にあっては、当該県の休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札を無効とする。
- (4) 低入札価格調査の結果、第1順位者が入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とする。
- (5) 第1順位者が低入札価格調査に協力しない場合又は調査の結果、落札者となるべき者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものであった場合は、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った他の者のうち次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、同様に調査を行い（4）、（5）により落札者を決定する。
- (6) 落札となるべき入札がない時は、別に入札日を定め再度入札を実施する。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

## 11 入札保証金 免除

## 12 契約保証金について 免除

## 13 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の**110分の100**に相当する金額とすること。

## 14 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行ったもののした入札ならびに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認されたものであっても、確認後、指名停止措置を受け入札時にお

いて指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

## 15 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会を希望する場合は、令和3年12月22日（水）から令和4年1月11日（火）の間に電話受付を行うこととし、日時については調整する。
- (3) 資格確認資料及び業務提案書のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格や業務提案書の内容を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料及び業務提案書は、公表し、また無断で使用することはしない。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款および契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (7) 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した配置予定実務経験者を対象業務へ配置すること。
- (8) 業務受託開始10日前までに配置予定実務経験者を含めた業務従事者を確保すること。
- (9) 落札者は、自己の費用で受託業務が円滑に執行できるよう必要な研修・引継ぎ等を行うものとする。
- (10) 入札参加資格確認の申請を行ったものは、2（1）～（9）の要件を満たすものであることを誓約したものとみなし、申請書類に虚偽があった場合は、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に準じて指名停止措置を講じる。

## 16 問い合わせ先

千葉県道路公社 総務部 総務企画課  
電話043（227）9331

千葉県道路公社 有料道路位置図

